

## 第3章 国民の権利及び義務

### 第28条 労働基本権2 「団体交渉権」「団体行動権」

権利は行使して初めて生きる

司会Ⅱ先月号では第28条「労働基本権」の団結する権利について議論しましたが、今回は「団体交渉権」と「団体行動権」について考えてみたいと思います。まずNKさんから問題提起をお願いします。

NKⅡ前回、第28条「労働基本権」は、第25条「生存権」と第13条「個人の尊厳」の理念に基づく自己解決権として位置づけられていると言いましたが、第27条「勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止」の第一項

「すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」を受けて、経済的弱者である労働者の生活を保護するために「団結権」「団体交渉権」「団体行動権」を保障しています。

「団結権」は労働条件の維持、改善のために使用者と対等に交渉できる労働組合などの団体を結成したり、それらに参加したりする権利です。公権力や使用者が労働組合内部の問題に不当に介入することは禁止されています。

「団体交渉権」は、労働者団体がその代表者を通じて、労働条件などについて使用者と交渉する権利です。使用者は、正当な理由なく拒否することは

できません。

「団体行動権」は、労働者団体が労働間の実質的対等性を確保するため、団体としてストライキなどの争議権を行使しうる権利です。

具体的には労働基準法、労働組合法、労働関係調整法（労働三法）によって労働組合の運営等や組合員として行使できる権利が保障されています。

しかし、公務員は国家公務員法などで労働基本権が制限されており、警察職員や自衛官などはすべてが認められていません。

私は10年前、既存の労働組合を脱退し「小さくても自分が納得できる労働

## ◆みんなの学習講座

組合を・」という気持で新しい労働組合を結成しました。労働法も何も判らず教えられるままに組合結成を通告し、要求書を提出し団体交渉を会社に申し入れました。第一回の団体交渉では「どの馬の骨か判らない」などと言われました。しかし、団体交渉権が憲法で保障されていますから会社は私たちの申し入れを拒否できません。

それと、団体交渉に社員以外の組合員も参加できるなどという当たり前のことも判りませんでした。自分自身が取り組んでみてはつきりすることが多かったなと思っています。

「団体行動権」は毎年春闘で時限ストライキに入りスト確認集会を行います。その他、時間外労働の拒否、腕章の着用などさまざまな取り組みをしています。

昨年、派遣社員の雇い止めに対して社前での抗議集会や座り込み行動などをしました。会社は社前での行動に「構内に立ち入らないで下さい」とは

言うが見守るだけで手を出せません。これも憲法で保障されているからです。M A I I 一人で労働条件改善の要求をしても会社は応じませんが、組合として要求し団体交渉を求められれば応じざるを得ない。拒否をすれば不当労働行為として違法行為となります。団体交渉は私たちの生活と権利がかかった真剣勝負です。だから要求を認めさせるための手段として、ストや時間外拒否などの団体行動を背景に、組合は会社と闘うわけです。

K O I I 憲法で保障されていても、行使しないと活きません。地域ユニオンが相手にしている中小企業の経営者なんかは団体交渉に応じないのが当たり前というひどい状態だと聞いています。

### ストライキは闘いをまなぶ学校

U E I I 労働基本権について、今の若い人たちはどう思っているんだろう。私

たちが入社した1970年代は、青年婦人部運動の中で労働組合とはどういうものなのかということをお教えられた。ストライキの経験や集団交渉の経験もした。今は、そういう取り組みや運動がない。だから、団体交渉とかストライキを言葉では知っていても実際には判らないんじゃないかな。

U M I I 春闘では、一人一要求と言って「ゼニよこせ!」とか「人増やせ!」とビラに自分で書いて廊下の壁に張った。そして、会社の構内や会館に集まってスト確認集会をやった。そういう行動を通して「要求して闘う」という自分たちの闘う気概ができたり、労働条件も確保できってきた。

M I I レーニンが「ストライキについて」という本で「ストライキは労働者が、役人の圧制と資本の圧制とから全人民と全勤労者を解放するために自分たちの敵に対する戦争(闘い)を行う道や学校である」と言っています。やはり、実践の中で経験をし、その中

で必要性や大切さを実感するということなのでしよう。

NIⅡ私が入社した時、電話の故障修理は一名乗車でした。一人では危険だ」と二名乗車を要求して夜の11時過ぎまで職場の仲間が全員残って職場交渉をしました。会社は音を上げて二名乗車を認めました。その時「労働組合ってすごいなあ」と実感しました。そういう経験が今の若者にはありません。KOⅡインターネットで調べたら1974年のピーク時にストライキ件数は9500件あったが、去年はたったの57件だった。

NKⅡ当時は鉄道やバスもストライキをやって交通機関も麻痺しました。それでも「労働者の闘いだから仕方ない」と国民もある程度納得していました。

UEⅡもう30年以上ストライキはやっていない。スト批准一票投票、今年は確か97%でしたがそれで終わっていません。

UIⅡスト批准一票投票は私たち労働者の基本的権利を確立するものです。実際にストをしなくても、労使対等の交渉を確立する上で欠かせません。それとスト権を圧倒的多数の組合員の意志で確立することは、それ自体が組合の団結の強さを示し、経営者に圧力をかける行動になります。

司会Ⅱ争議権の行使、特にストライキの現状が出されましたが、最近、経営協議会とか労使協議会という形で会社との話し合いが持たれる場合が多くなっています。これも団体交渉の一つなのでしようか。

NIⅡ私の組合でも、職場を統廃合することや労働条件の変更などについて「経営協議会で決まった」と職場に下りてきます。組合員は「上で決めたから何を言っても仕方がない」とあきらめてものを言わなくなっています。

MIⅡ団体交渉は組合が主導権を持って労使対等の立場で交渉し双方の合意で決まったことを確認していきますが、

経営協議会は基本的に経営者が設定して会社の経営方針を説明する場です。協議であって交渉ではありません。だから組合との合意が必要とされるわけではありません。

要求して行動をする中で見える

資本の本質

司会Ⅱ昔、労働大学の講演会で「労働者は一人では弱い。団結して闘うか、当局に擦り寄って生きるしかない。だから団結が大事なんだ」と言っていました。だが、本当にそうだなと思います。

今、職場ではバワハラやセクハラが横行していますが、それを押し返すのが労働組合なんです。労働者は一人では弱いし、働く以外に生きるべきがない。一人で「俺の賃金安い。上げなければ働かない」と言っても会社は相手にしませんし、生きていけません。だからみんなで団結してやっていきます

## ◆みんなの学習講座

よう、と言っています。そこを憲法では生存権として保障しています。でもみなさんの話を聞いていると今、そういう意識というか、立場にたてない現状にあるということですね。

NIⅡ『蟹工船』という本が職場で話題になりました。＂強制労働だ＂、＂たこ部屋だ＂と書かれていますが、今若い人たちは同じような状態になっています。朝早く出勤して机の拭き掃除をさせられていました。退社時間になっても帰れない。会社の個別面談で早く出勤するようにと言われてる。職場ミーティングでおかしいだろうと言おうと自主的にやっつけて強制はしていない、と会社は開き直ります。そのことに労働組合も何も言わず野放しにしています。

電話の故障修理の土、日曜出勤で故障の多いときは昼休みも働かざるを得ません。そして帰りは残業になります。昼休み働いた分は1時間の時間を付けていたが、会社はおかしいとクレー

ムを付けてきました。残業も2時間付けていましたが日報を見たら1時間だけになっていました。所長と話しても平行線。一方で若い人たちは早く出勤させ、私たちには時間管理を厳しくしてくれています。

司会Ⅱそういう問題を労働組合が「ただで労働力の支出はしない」ということなどを教育しながら会社と交渉して是正していかないとならないということですね。

NKⅡ「前門の虎、後門の狼」という言葉がありますが、会社は私たちの働く条件や生きる条件を奪おうとしています。守ってくれるはずの労働組合が労働者を守らない。逆に会社と一緒にあって労働者イジメをするようになっていきます。でも「狼になった労働組合や連合」と嘆いていても仕方ありません。私は、組合活動を具体的に組みながら会社や労働組合に対する意識も変わってきました。

司会Ⅱどう変わりましたか。

NKⅡ会社に目がいくようになりました。私たちの要求に対して会社は全く誠意がありません。そんなことを経験しながら「敵は会社、資本なんだ」ということを実感します。「会社の労働者イジメは許さない」という立場で臨むことで人間らしく扱わない会社の態度も見えてきますし労働組合に対する信頼、大切さも強まってきました。

MIⅡ職場でパワハラやセクハラがあったら、俺たちは徹底して闘うぞという構えがあれば会社はやりすぎない。いくら大きな組合でもその構えがなかったらやりたい放題になります。

### 公務員は全体の奉仕者だから

### ストは認めない・・自民党改正案

司会Ⅱ最後に前回も議論しましたが自民党の憲法改正草案について検証してみたいと思います。

NKⅡ公務員は国家公務員法や地方公



1975年のスト権還スト。政労交渉。

公務員法などによって労働権が制限されていると言いましたが、労働三権の中で警察職員、消防署員、自衛隊員、海上保安庁、または刑事施設に勤務する職員には労働三権の全てが認められていません。

非現業公務員には、「団体交渉権」「団体行動権」が認められていません。清掃や保育所などで働く現業公務員には団体行動権が認められていません。

認めない代わりに行政機関である労働委員会が労働争議の調整をしたり、人事院勧告によって「公務員の賃金を民間企業労働者の賃金水準と均衡させること（民間準拠）を基本に勧告を行う」としています。しかし、憲法第21条「集会・結社の自由」や第27条「勤労の権利及び義務」と照らし合わせても違憲だと思います。

自民党は改正草案で、現行憲法との差を小さく見せようと「公務員については、全体の奉仕者であることに鑑み、法律の定めるところにより、前項に規定する権利の全部又は一部を制限することができる。この場合においては、公務員の勤労条件を改善するため、必要な措置が講じられなければならない」という条文を入れました。

FUⅡ憲法第15条の「公務員の地位や制度」の2で「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」と書かれています。「全体の奉仕者である公務員は公共性の高い仕事

をしている。一般の労働者とは違うんだから制約を受けて当然だ」と自民党は言っています。

UMⅡ警察がストをやつたら犯罪が増えてしまう。消防署員がストをやつて火事になったらどうするんだ、というのが規制の論拠になつている。

MIⅡ公務員の争議権の禁止は「違憲か合憲か」という裁判はいくつかありますが、現在は「争議行為などのおとり行為の禁止は全面的に合憲だ」「公務員は全体の奉仕者だ」という判例が通例になつています。「民間企業は企業間の競争があるからそう簡単にストはできないが、公務員は競争がないから青天井にストをやる恐れがあるからだめだ」というのが規制の理由とされています。

NIⅡ警察官や消防署員、学校の先生も労働者だと思えます。やはり憲法で保障されている労働基本権が規制されるのはおかしい。国連の国際労働機関であるILOでも「スト権等の制限は

## ◆みんなの学習講座



1975年のスト権奪還スト。労働者のデモ

条約違反」と日本政府に何度も改善を求めています。

FU11外国ではどうなっているの。

MI11警察官のストライキはアメリカや中南米のブラジル、アルゼンチンでも認められています。警察がストライキをやることで暴動や略奪などが起こるといふ報道もされていますが、その国の貧富の差とか失業の状況などの背景があつて起こるんだということを見

ないとためですね。

FU111975年、国鉄を中心に官公労働者が「公務員も労働者だ。スト権を認めろ」とスト権奪還ストを8日間行いました。その時も政府は「事業の停廃が国民生活や公共の福祉に重大な影響を及ぼす場合、争議権はおのずから制約されざるを得ない」と言つてスト権を認めませんでした。

KO11当時、教師に対しては自民党は「教師は聖職だからスト権は認められない」と言い、社会党は「教師も労働者」と言つて対立していた。その時、共産党は「専門家たる教師の活動は、こどもの人格形成にも文化の発展にも直接の重大な影響を持っています。この意味で、教職はたしかに聖職と言つてもいいでしょう」と主張しました。

この考え方は今も変わっていない。NK11共産党の考え方はおかしいですね。教師だつて自分の働く能力11労働力を売る、雇用され、その労働力を支出する、つまり働くことによつて「賃

金」という、生きていくための手段を得る、ということに変わりないんですから。

司会11色々な意見をいただきましたが誌面の都合がありますのでまとめたと思います。二回にわたり私たち労働者にとつて大変身近な労働基本権について考えてみました。今、安倍政権によつて労働者の働く権利が破壊されようとしています。そして、憲法で保障されている労働者の権利が形骸化しています。いくら権利として保障されていても行使しなければ権利としての意識は生まれませんし必要性も感じなくなるでしょう。

マルクスとエンゲルスは、その共著『共産党宣言』の末文で「万国の労働者団結せよ」と言っていますが、その意味をスローガンではなく労働基本権は、私たちが職場で人間らしく働き続け生き続けるためになくてはならない権利、ということをみんなで話し合い確認し合いたいと思います。